

第28回帯広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和3年9月30日(木)
- 2 開催時間 午前10時25分開会 午前10時55分閉会
- 3 開催場所 帯広市役所10階 第6会議室
- 4 出席委員 18名
1番 兒玉 康英 4番 堀口 宏敏 5番 荒川 満雄 6番 松金 栄治
7番 廣瀬 智美 9番 尾関 健一 10番 野原 幸治 12番 合歓垣 利隆
13番 岩城 利寛 14番 森 和裕 15番 飯田 祐一 17番 山崎 博之
20番 石崎 一彦 21番 吉田 利彦 23番 石川 俊浩 24番 室崎 公一
25番 中村 正信 26番 中谷 敏明
- 5 欠席委員 8名
2番 吉田 宏一 3番 小倉 豊 8番 中村 博志 11番 丸谷 友姫
16番 梶川 毅 18番 深田 敬吾 19番 濱野 敏夫 22番 廣瀬 文彦
- 6 議事録署名委員
10番 野原 幸治 12番 合歓垣 利隆
- 7 議事内容
(1) 報告第1号 農業委員会事務について
(2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
(3) 報告第3号 農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について
(4) 議案第1号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
(5) 議案第2号 農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
(6) 議案第3号 農用地利用集積計画の案の決定について
- 8 傍聴人 なし
- 9 事務局 出席職員
事務局長 山名 克之 農地課長 境 憲行
農地係長 佐々木 正人 農地係主任 水野 晴基
農地係主任補 本間 大慎

事務局 議長	ご起立願います。礼。ご着席ください。
議長	ただいまより、第28回帯広市農業委員会を開会いたします。
中谷 会長	(会長より、近況を含め挨拶)
議長	それでは議事に入ります。
	初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。
	会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。
	次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。
事務局 議長	報告いたします。
	本日の出席委員は18名です。議席番号 2番 吉田宏一委員、3番 小倉委員、
	8番 中村博志委員、11番 丸谷委員、16番 梶川委員、18番 深田委員、19番 濱野委員、
	22番 廣瀬文彦委員につきましては欠席の申出を受けております。
	委員の出席数が定足数に達しておりますことから、規則により総会が成立している
	ことをご報告いたします。
	本日の議事は、開催次第 3.次第にあるとおり、報告が3件、議案が3件でございます。
	(配布資料の確認)
	以上です。
議長	次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。
	本日の議事録署名委員には、10番 野原委員、12番 合歓垣委員を指名いたします
	のでよろしく願いいたします。
	報告案件に入る前に、事務局より本日の総会の進行について説明願います。
事務局(境課長)	(本日の総会進行に関し、報告・議案説明の簡略化について説明)
	以上です。
議長	それでは報告案件に入ります。報告第1号につきましては、事前に資料を送付し、
	内容をご確認頂いておりますので省略いたします。
	では、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」および報告第3号
	「農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について」を一括して報告いたします。
	まず、8月分の調査結果について、廣瀬智美調査委員長より報告をお願いします。

廣瀬智美調査委員長

2頁 報告第2号 1 現況証明の附番22の1件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。

つづきまして、2 農地法第4条の転用に係る完了の確認についてですが、附番1、2の2件について現地調査をしたところ、工事が完了していることを確認いたしました。

続きまして、4頁 報告第3号 農地利用状況調査 農地パトロール についてですが、第7回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。

昭和町 1, 278ヘクタール、幸福町 835ヘクタール、中島町 693ヘクタール、合わせて2,806ヘクタールの農地を調査しましたところ、遊休農地及び無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。

以上で、8月分の報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

次に、9月分の調査結果について、合歓垣調査委員長よりお願いいたします。

合歓垣調査委員長

10日の調査ですが、3頁 報告第2号 1 現況証明の附番23、26の1、27の3件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。

つづきまして、2 農地法第4条の転用に係る完了の確認についてですが、附番3の1件について現地調査をしたところ、工事が完了していることを確認いたしました。

つづきまして、4頁 報告第3号 農地利用状況調査 農地パトロール についてですが第8回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。

広野町 1, 487ヘクタール、八千代町 1, 015ヘクタール、拓成町219ヘクタール、合わせて2,721ヘクタールの農地を調査しましたところ、遊休農地及び無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。

以上で、9月分の報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

以上、両調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。

(委 員)

(なし)

議 長

特に無いようですので、報告第2号および第3号はこれで終わります。

以上で、報告案件はすべて終了いたしました。

これより議案の審議に入ります。

議案第1号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(佐々木係長)	<p>農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。</p> <p>(議案第1号、附番19の売買による所有権移転1件について、調査書に基づき朗読、説明)</p> <p>以上附番19の1件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。</p>
議長	<p>それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。</p>
石川委員	<p>附番19について、意見を申し上げます。受け人である法人は、地域で営農を行っている農地所有適格法人であり、申請農地の周辺で営農を行っております。</p>
議長	<p>これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。意見は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p>
(委員)	<p>(なし)</p>
議長	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。</p>
議長	<p>次に議案第2号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。</p>
事務局(佐々木係長)	<p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(佐々木係長)	<p>農地法第5条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。</p> <p>(議案第2号、附番6の砂利採取に係る一時転用1件について、調査書に基づき朗読・説明)</p>
議長	<p>それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。</p>
飯田委員	<p>附番6について、飯田委員よりお願いいたします。</p>
飯田委員	<p>現地は起伏があり耕作しづらい場所ですが、砂利を採取することで耕土の厚さなども確保できることから、止むをえないものとするものです。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。</p>
議長	<p>ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することと決定し、北海道農業会議に意見聴取し、許可相当の回答により、会長専決により許可書を交付することについてご異議ございませんか。</p>
(委員)	<p>(なし)</p>
議長	<p>ご異議が無いようですので、本件につきましては、申請どおり許可することと決定し、北海道農業会議へ意見聴取し、許可相当の回答により会長の専決により許可を行うことといたします。</p>
議長	<p>次に、議案第3号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。</p>
議長	<p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p>

事務局(佐々木係長)	農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。 (議案第3号、一般分(1)貸借借権の設定 附番36から44の9件について、調査書に基づき朗読・説明。)
事務局(本間主任補)	(同、公益財団法人北海道農業公社分(1)所有権移転(買入)附番4の1件、(2)所有権移転(売渡) 附番4から6の3件について、調査書に基づき朗読・説明。) 以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。
議 長	それでは審議に入ります。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案の審議は全て終了いたしました。
議 長	続いて「協議」に入ります。 「令和4年度帯広市農業振興予算に関する要望(案)」について、事務局より説明願います。
事務局(境課長)	(令和4年度帯広市農業振興予算に関する要望(案)についての説明)
議 長	ただいまの説明について、ご質問等ございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	ご質問等が無ければ、このとおり要望することといたします。 予定されていた案件は以上となりますが、他に、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。
(委 員)	(なし)
議 長	特に無いようですので、以上で「協議」を終了いたします。 次に、事務局より連絡事項の説明をお願いします。
事務局(水野主任)	(事務局から連絡事項の説明)
議 長	ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事 務 局 長	ご起立願います。お疲れさまでした。